

# 景観整備機構第1号を指定します！

この度、本市における最初の景観整備機構として一般社団法人神奈川県建築士事務所協会を指定し、次のとおり景観整備機構指定通知書交付式を行いますので、お知らせします。

今後、同協会は、良好な景観の形成を担う主体として普及啓発や調査研究の実施を行うとともに、本市と連携して、さらなる良好な景観の形成の推進に取り組んでいきます。

## 1. 交付式

(1) 日時 平成30年8月3日(金)午前10時

(2) 場所 相模原市役所本館2階 応接室3

(3) 出席者 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 白井 勇 会長  
湯山 洋 副市長

## 2. 景観整備機構の概要

### (1) 名称

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

### (2) 指定年月日

平成30年8月3日

### (3) 業務内容

景観まちづくり活動に関する相談窓口の設置や専門家の派遣、良好な景観の形成に関する調査研究や普及啓発等を行う予定です。

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観法第92条に基づき、地域で景観づくりに取り組み、景観に関する様々な知見を有している一般社団法人、一般財団法人又はNPO法人をその申請により市長が指定し、良好な景観の形成に取り組む主体として位置付ける制度です。

問い合わせ先  
建築・住まい政策課  
電話 042-769-9252(直通)